

墨田区のお知らせ2011.5.21 NO.1639 (毎月1日・11日・21日発行)

# すみだ

発行：墨田区(広報広聴担当) ☎5608-1111代表 〒130-8640墨田区吾妻橋一丁目23番20号

<http://www.city.sumida.lg.jp/>

## 皆さんの省エネ行動を支援します ストップ！地球温暖化

地球温暖化が進み、生態系や生活環境等に悪影響を及ぼし始めていると指摘されています。そこで区では、地球温暖化の原因といわれる温室効果ガスの削減につながる皆さんの取組を支援しています。6月から始まる「すみだエコポイント」を活用するなど、一人ひとりが省エネ行動を通して、「環境にやさしいまち」の実現に向け取り組んでいきましょう。

### CO<sub>2</sub>を削減し地球を守ろう



温室効果ガスの増加が大きな原因であるといわれている地球温暖化。このことが世界各地で異常気象や海面上昇等を引き起こし、人類をはじめとする生物界全体に深刻な問題をもたらすと指摘されています。

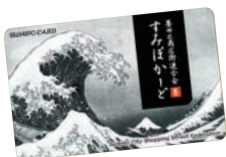
この問題を解決するためには、温室効果ガスの9割以上を占めるCO<sub>2</sub>(二酸化炭素)の排出量を減らすことが重要です。CO<sub>2</sub>は、私たちの暮らしや事業活動で、電気やガ

ス、ガソリンなどのエネルギーを使うことによって大量に排出されます。

区では、CO<sub>2</sub>排出量の削減をめざし、皆さんの省エネ行動を支援するため、「省エネ相談」や「地球温暖化防止設備導入助成制度」、「緑化助成制度」などの様々な事業を実施しています。さらに6月からは、「すみだエコポイント」や、中小規模の事業所向け「省エネ診断」などを開始します。これらの事業を効果的に活用して、環境にやさしい生活を今すぐ実践し、美しい地球を未来へ引き継いでいきましょう。

### 省エネ行動でポイントをためて、お得にお買物♪ 「すみだエコポイント」が始まります

「すみだ環境区宣言」を推進し、温室効果ガスの削減に向けた実践行動のきっかけとなるよう、6月から「すみだエコポイント」の付与を開始します。これは、皆さんの省エネ行動などに対し、墨田区商店街連合会の「すみだばいんと登録カード」(Suica・PASMO・すみばカード)に「エコポイント」を付与するものです。「エコポイント」は、「すみだばいんと」加盟店のお買物等でご利用になれます。



事業名	内容・対象	ポイント数	申込み等
CO <sub>2</sub> ダイエットポイント	【内容】電気・ガスの使用量が前年同月使用量より減っている場合、削減使用量からCO <sub>2</sub> 削減量を算出し、ポイントを付与【対象】前年同月使用量の記載がある検針票をお持ちの区民	CO <sub>2</sub> 削減量1kg当たり10ポイント(検針票1枚当たり上限500ポイント)	「電気・ガスの検針票(前年同月より使用量が減っているもの)」と「すみだばいんと登録カード(登録済の場合)」を直接、環境保全課環境管理担当(区役所14階)☎5608-6207へ *今年6月分の検針票から対象
緑のカーテンポイント	【内容】ゴーヤなどのつる性植物をすだれのように栽培する「緑のカーテン」をご自宅などに設置した区民に、ポイントを付与	緑のカーテン1m <sup>2</sup> 当たり100ポイント(上限500ポイント)	6月1日～9月30日に電話で、環境保全課緑化推進担当☎5608-6208へ *今号4面で、緑のカーテン作りについての講習会のお知らせを紹介
打ち水ポイント	【内容】あらかじめ区に登録した方々が8月1日～7日(水の週間)に行う「打ち水」へ参加した方にポイントを付与	参加者1人当たり100ポイント	区への登録・ポイント付与の方法等については、後日、区ホームページに掲載 *詳細は環境保全課指導調査担当☎5608-6210へ

① 「すみだばいんと」未登録の場合は、ポイント付与時に入会申込みが必要です。  
② 1ポイントにつき1円として、10ポイントからご利用になれます。

2つの矩形が寄り添うシンボルは、墨田区在住・在勤者、企業やNPOなどと、区および区職員との協働・協力を表すものです。

- 2面以降の主な内容
- 2面…区功労者表彰
- 3・4面…講座・教室・催し・募集

すみだと全国の旬間歳時記

●5月31日：世界禁煙デー  
たばこと健康についての理解と関心を深め、たばこを吸わないことが一般的な社会習慣となるよう、世界保健機関(WHO)が昭和63年に制定。この日からの1週間は、厚生労働省が「禁煙週間」と定めており、禁煙を呼び掛ける啓発活動などが日本各地で行われる。



「一家だんらんで仲良く節電！」家族が同じ部屋で過ごせば、エアコン、照明、テレビなどの使用が減って大きな節電となり、地球温暖化防止にもつながります。

### 事業用省エネ機器も対象に！ 地球温暖化防止設備導入助成制度

区内に建築物を所有する方が、対象設備を導入する場合、その費用の一部を助成しています。必ず、導入工事前にご相談ください。

- 【対象設備】▶建築物の断熱施工(遮熱断熱塗装、建築物断熱改修)
- ▶太陽エネルギーの導入(太陽光

発電システム、太陽熱温水器・ソーラーシステム)▶高効率給湯器の導入(CO<sub>2</sub>冷媒ヒートポンプ給湯器、潜熱回収型給湯器、燃料電池発電給湯器、ガス発電給湯器)▶事業用省エネ機器の導入(省エネルギー型小規模燃焼機器、空調機器、照明機器)【問合せ】環境保全課環境管理担当 ☎5608-6207

### 経営コストとCO<sub>2</sub>をともに削減！ 省エネ診断

6月から、中小規模の事業所を対象に、省エネ診断を実施します。専門員が現地調査後、診断結果に基づくアドバイスを行います。

【対象】次のすべての要件を満たす中小規模の事業所▶区内で引き続き1年以上事業を営んでいる

▶診断を希望する事業所の年間のエネルギー使用量が、原油換算でおおむね15kℓ未満である(15kℓ以上の事業所については都や国の制度あり)▶法人住民税または特別区民税の滞納がない【定員】先着10事業所【費用】無料【問合せ】環境保全課指導調査担当 ☎5608-6210

### どれだけ節電できるか楽しみです 吉田 修さん(向島四丁目在住)

電気使用量を簡単に確認できる機器「省エネナビ」のモニターを区が募集していたので、省エネに取り組むチャンスだと思い応募しました。設置して1～2年で、電気料金が2～3割落ちましたね。また、昨年、区の助成制度を利用し、マンション全体で、窓の断熱改修を行いました。自分のうちだけでなく、みんなで省エネし



たほうが良いと思ったんですよ。二重サッシにしたおかげで、今年の冬はエアコンがほとんど必要なかったの、夏もどれだけ節電できるか、今から楽しみです。